

ヨーロッパの参審制度、陪審制度についての一考察

—裁判員制度を視座に—

大河原 眞 美

A Study on Lay Judge Systems and Jury Systems of European Countries
Viewed through the Japanese *Saiban-in* System

Mami HIRAIKE OKAWARA

要 旨

裁判員制度は、2009年に導入され、国民の新たな司法参加の制度として注目を浴びていた。しかし、制度導入3年後から、国民の代表である裁判員の公判における理解の程度は意識されず、従来の裁判官を念頭に置いた法廷活動に戻ってきている。裁判官と裁判員の協働作業である裁判員制度ではなく、陪審員のみで有罪・無罪が決定できる陪審制度の方が、市民参加の点から効果的であると思われる。

本稿では、ヨーロッパのロシア、ポーランド、フランス、ドイツ、オーストリア、ベルギー、イタリア、スペイン、デンマーク、ノルウェー、スウェーデン、フィンランドの12カ国の裁判制度について解説する。ヨーロッパの陪審制度は、市民の民主化を求める時代の潮流の中で設立されている。日本の陪審制も大正デモクラシーの流れの中で導入された。現在停止状態にある陪審制を再開するのも、市民参加の実効化において効果があると考えられる。そのためには、法教育によって司法の基本的な理解のある市民の育成も重要である。

キーワード：参審制度、陪審制制度、裁判員制度、検察審査会、法教育

Summary

The *Saiban-in* system was introduced with a lot of fanfare in 2009. However, it seems that

recent *saiban-in* trials have lost substance because prosecutors and defense attorneys argue the case with judges in mind, taking 'less' heed to lay judges. On the contrary, in jury trials law practitioners take lay understanding into consideration more seriously than they do so in lay judge trials.

This paper examines lay judges systems and jury systems of European countries to perceive the picture of citizen participation systems. Countries cited in the paper are twelve countries: Russia, Poland, France, Germany, Austria, Belgium, Italy, Spain, Denmark, Norway, Sweden and Finland. Jury systems were introduced in Europe when citizens strived for a democracy. Japan's jury system started in the course of Taisho democracy. Re-introducing Japan's suspended jury system might be a possible solution to successful participation in Japan's judicial procedure by citizens in Japan. Adequate legal education needs to be offered at school to acquire basics of law for the effectiveness of lay participation in the judicial procedure.

I. はじめに

2009年（平成21年）に裁判員制度が導入されてから6年目に入り、2014年10月末現在、40,566人の裁判員が7,046人の被告人に判決を言い渡した¹。裁判員の守秘義務の緩和などの大きな見直しはされていないが、1回当たりの開廷時間を減らすなどの裁判員の負担を考えた細かな取り組みが行われてきた。裁判員制度自体は、さしたる混乱もなく定着してきているようである。

裁判員制度は、司法制度改革の三つの柱の一つである「国民的基盤の確立」として、国民の司法参加の新たな制度として導入された制度である²。従来の法曹三者による刑事裁判では丁寧で慎重な検討がされてきたが、その専門的な正確さのため審理や判決が国民にわかりにくいものとなっている。また、多くの国でも刑事裁判に直接国民が関わる制度が設けられている。よって、裁判員制度の導入により、裁判官と裁判員の協働が可能となり、国民に理解しやすい裁判の実現も可能となると考えられたのである。

裁判員制度も3年目を過ぎた頃から、裁判員より裁判官の理解に重きをおいた手続きに戻りつつある。2009年頃の法廷では、検察官は、法廷に譜面台を持ち込み、譜面台には冒頭陳述や論告の書面をおき、書面の朗読については入念に練習してから法廷に臨んだ。パワーポイントの資料もグラフィック性が高く、裁判員が書面を見なくても理解できるようになっていた。論告は、検察官席を出て法壇の前に進んで行っていた。一方、弁護人は、検察庁のような組織をあげての取り組みが出来なかったが、それでも書面より口頭に比重をおいた弁論を行っていた。しかし、2012年頃から、譜面台は消え、口頭より書面に重きがおかれるようになってきた。市民にわかりやすい訴訟手続きという観点からは、「先祖返り」と表現せざるをえない。

裁判員に課せられている評議の守秘義務も緩和されないので、裁判員の経験を国民が共有することが出来ないばかりか、実りの多い裁判員制度に向けての研究にも支障をきたしている。「鳴り物入り」で導入された裁判員制度であるが、形骸化してしまうおそれがある。

そこで、本稿では、陪審制、参審制、陪審制と参審制の併用、参審制から陪審制への移行など市民参加の制度について様々な取り組みが行われてきたヨーロッパの裁判制度を取り上げる。どのような経緯でどのような制度が導入され、あるいは、廃止され、復活したのかを考察して、今後の日本の司法への市民参加について考えてみたい。

ヨーロッパ諸国の裁判制度の比較は、比較法の領域で筆者の専門ではない。また、筆者がこれまで研究対象としてきた英米法諸国の裁判制度は陪審制で、その陪審制度も英米法諸国間で比較的類似している。陪審制度については、個々の事件での批判はあっても廃止の議論はほとんどなく、制度として市民生活に定着している。一方、ヨーロッパは、英米法諸国のように、国境が安定していない。ヨーロッパの様々な地域では有史以来現在も、国家の成立、併合、独立が繰り返され、国家や国土が時代により異なり、当然のことながら制度の実態も異なり、また変化している。英米諸国にない研究の難しさがあるが、特定の裁判制度が定着していないが故に、日本の司法の市民参加の制度を考える上で参考になると思われる。

本稿では、英米法のイギリスは外して、ロシア、ポーランド、フランス、ドイツ、オーストリア、ベルギー、イタリア、スペイン、デンマーク、ノルウェー、スウェーデン、フィンランドの12カ国を取り上げる。各国の制度については、制度名、設立の経緯、対象事件、裁判体の構成、被告人の選択権、選任方法、任期、評決方法、評議・権限を中心に解説する。日本で行われていた陪審裁判、現在行われている検察審査会にもふれて、日本のあるべき市民参加の裁判制度について論じる。

II. 先行研究

ヨーロッパ大陸には多くの国家、言語、民族があるので、ヨーロッパ全体ではなく特定の地域や国や民族を中心とした研究が活発に行われている。よって、精通した言語を駆使して国を絞った裁判制度研究は行われてきた。例えば、スラブ系の言語が得意な比較法研究者の小森田秋夫氏の東欧法（ロシア、ポーランド）の研究（小森田2003ab、小森田2013）がある。

2000年前後になると、司法制度改革の裁判制度の制度設計で裁判所（最高裁事務局編2000ab、2001、2003、2004）や弁護士会（東京三弁護士会陪審制度研究会1995、日本弁護士連合会1998）による英米法の国の陪審制度だけでなくヨーロッパ大陸の陪審制度や参審制度の調査が始められた。調査対象国は、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、デンマーク、スウェーデンなどである。これらの国々は、現代のグローバル社会において経済や政治において影響力の大きい国、日本の近代法制度の継受において模範となった国、陪審制と参審制

が併存している国である。また、弁護士などが運営に関わっている非営利団体の「裁判員ネット」(<http://www.saibanin.net/>)の2010年頃のスタッフコラムにも、ドイツ、フランスの制度が紹介されている。しかし、裁判員制度が導入されると、法曹関係者のヨーロッパ諸国の陪審制や参審制の研究に対する関心は薄くなってきた。

ヨーロッパは、近年のロシアやスペインの参審制から陪審制への移行などに見られるように、いずれの制度も流動性があると考えられる。市民はどの制度がよいのか模索しているかのようである。本稿では、これまで活発に調査された国以外に、東欧のロシアとポーランド、南欧のスペインを取り上げ、さらにフィンランド、オーストリア、ベルギー、ノルウェーなどのような近隣の大国に併合された歴史がある国も加え、ヨーロッパを少し包括的な視点から考察する。

Ⅲ. ヨーロッパの裁判制度

日本の裁判員制度は、ヨーロッパの大陸法の国で実施されている参審制度に近い。裁判官と裁判員が有罪・無罪だけでなく量刑も決定するからである。勿論、裁判員制度では裁判員は一事件毎に変わるため陪審制度に近い部分もあるが、裁判官と裁判員の協働作業という点では、参審制度寄りである。

本節では、東欧のロシアとポーランド、中欧のドイツとオーストリア、西欧のフランスとベルギー、南欧のイタリアとスペイン、北欧のデンマークとノルウェーとスウェーデンとフィンランドを取り上げる。

1. ロシア³

陪審制である。陪審制から参審制へ、参審制から陪審制へと移行した。

現在の陪審制は1993年に開始された制度であるが、元々の陪審制は帝政ロシア時代まで遡る。ピョートル1世の時代(1682~1725年)に糾問的訴訟⁴が確立されていたが、アレクサンドル2世によって実施された1864年の大司法改革により陪審制が導入された。しかし、1917年の10月革命により、アレクサンドル2世が設けたすべての裁判所が廃止され、陪審制も廃止された。

陪審制に代わって導入されたのが、裁判官1名と交替制の参審員2名からなる参審制であった。1922年には、刑事事件も民事事件もすべての裁判が、裁判官1名と人民参審員2名の構成による参審制で行われるようになり、1936年制定のソ連憲法に参審法は規定されるようになった。しかし、参審制は形骸化していった。人民参審員の法律知識の欠如と裁判長の参審員軽視行動によるようである。

ソ連崩壊後、1993年のロシア共和国の司法改革により陪審制が復活した。当初は、全国89地域のうち9地域のみで開始されたが、チェチェン共和国を最後に2010年に全国で実施されるようになった。

ロシアの陪審制の対象事件は、法律に列挙された州級裁判所の管轄に属する重大な犯罪である。裁判体の構成は、陪審員が12名、裁判官は1名である。少なくとも2名の予備陪審員が選出されることになっている。陪審制は、被告人の請求にもとづく裁判である。選任方法は、選挙人名簿から無作為抽出で、陪審員の任期は、事件毎の選任である。評決方法は、全員一致が原則で、全員一致が得られないときは多数決（7/12票以上）で決める。陪審員の権限は、「行為が存在したか」「被告人がそれを実行したか」「被告人は有責か」の三つの基本的設問を審理し、情状酌量の可否が追加的設問としてある。

2. ポーランド⁵

参審制である。

ポーランドは、ロシア、プロイセン、オーストリアによって3度（1772年、1793年、1795年）に亘って国が分割され、3度目の分割の1795年から1918年までの123年間はポーランドという国は地図上から消滅した。近代法成立の時期を他国による併合で自国の近代法を形成できなかったばかりでなく、ポーランドが異なった三カ国の法制度によって支配されることになった。このため、1918年の独立後も、旧分割領ごとの異なった法制度の影響により、ポーランドとしての統一的な法制度の形成に支障をきたした。1928年には、漸く通常裁判所構成法が制定されたが、1939年にはドイツとソ連に再分割された。

第二次世界大戦後にソ連の参審制をモデルとした裁判官1名、参審員2名の人民参審制が導入された。参審制は、1952年制定の憲法に規定された。対象事件は、刑事と民事とすべての裁判であった。1960年代以降は、裁判官1名と参審員2名の構成に加えて、軽い刑事事件には裁判官1名での審理、重大な刑事事件には裁判官2名と参審員3名があたる、三種類の裁判体が存在した。人民議会は政治組織が推薦した人民参審員候補者から参審員を選出したので、その意味において人民の代表でもあった。

ソ連崩壊後のロシアは、陪審制を復活させたが、ポーランドでは陪審制への移行については検討されていない。ポーランドの法曹界は、ドイツのみならずロシアによる長期にわたる度重なる支配によりロシアに対する不信感が強いからである。

重大な刑事事件に加えて、家事事件や労働事件など市民感覚が活かせる事件も含まれる。また、参審員の任期は4年である。現在の選任方法は、希望する市民が当該裁判所に申請する。募集人数は当該裁判所で決定する。このため、時間的に余裕のある定年退職者や失業者に偏る傾向がある。参審裁判は、被告人の請求によるものであるが、対象事件は減少傾向にある。参審員は、裁判官に助言を与える程度である。検察官や弁護人も、参審裁判の場合、法律概念や法律用語の解説を求められるので、負担が多くなり、同制度に対しての評価は低い。

3. フランス⁶

参審制⁷である。陪審制から移行した。

1789年のフランス革命が進むにつれ、司法改革も議論されるようになった。イングランドの陪審制に強い関心が持たれ、1791年の憲法および法律により、イングランドの刑事大陪審と小陪審⁸を導入した。民事には陪審制は導入されなかった。しかし、恐怖政治の時代には、陪審制は無用の長物と考えられていた。1808年のナポレオン治罪法典で、フランス式の刑事陪審制が制定され、イングランドの陪審制と異なりが出てきた。裁判官と陪審員の身分と役割の境界が曖昧になった。陪審制をとらない例外裁判所が存在した。陪審員の選任も知事の選任による名望家からの選出であった。1941年のヴィシー政権下で、裁判官が陪審員とともに評決に参加するドイツ式の参審制度へと変化した。

対象事件は法定刑が無期又は下限10年以上の事件で、重罪院と呼ばれる参審裁判所で審理される。被告人の選択権を認めていない。裁判官3名と参審員9名の構成である。選任方法は、選挙人名簿に基づき抽選で参審員候補者の開廷期名簿を作成する。候補者は、開廷期間中の出頭を義務付けられる。具体的な事件の参審員は、事件ごとに、理由なしの忌避手続きをへて、開廷期名簿から抽選で選出される。よって、参審員の任期は、開廷期間で概ね数週間である。評決方法は、被告人に不利益な判断をするためには、裁判官と参審員を併せた3分の2以上の特別多数が必要である。書記官が主文、認定事実と適用条文だけを示した判決書を作成し、裁判長と書記官が署名する。参審員の権限としては、裁判官と参審員が評議をして、有罪・無罪と量刑を決定する。

4. ドイツ⁹

参審制である。

8世紀のフランク時代に人民裁判制度のようなものが整備され、住民から選ばれた7人の裕福な一般人が判決人（scabini）として判決を下していた。判決人（scabini）という用語は、現在のドイツの参審員（Schöffen）の由来とされている。

1848年のドイツ3月革命を契機に、ドイツ連邦では、フランスの陪審制度をモデルとした陪審制が導入された。陪審員の権限も限定的であり、対象事件も重大事件に限っていたため、陪審裁判の数は少なかった。このため、各王国では、懲役6ヶ月以下の軽い刑事事件の場合、職業裁判官と市民が協働して審理にあたる参審制が導入された。1871年にドイツ帝国が成立すると、陪審制の存続か参審制での統一かについて議論されるようになった。1879年には、軽微な事件は参審制、中程度の事件は職業裁判官のみ、重大事件は陪審制と棲み分けがされるようになった。しかし、実質的には職業裁判官だけで審理することが多くなり、市民参加を確保する点から、1924年には陪審制が廃止され、刑事事件の市民参加は、参審制のみとなった。

対象事件は、軽微な犯罪を除き、原則としてすべての事件が参審裁判の対象となる。4年を超える懲役・禁錮刑は地方裁判所、2年から4年の懲役・禁錮刑は区裁判所の管轄となる。地方裁

判所では、裁判官3名と参審員2名の構成となっているが、区裁判所では、裁判官1名と参審員2名の構成である。被告人の選択権を認めていない。選任方法は、市町村が作成した候補者名簿に基づいて、区裁判所の選考委員会が選任している。参審員の任期は4年である。評決方法は、被告人に不利益な判断をするためには、裁判官と参審員を併せた3分の2以上の特別多数が必要である。参審員の権限としては、裁判官と参審員が評議をして、有罪・無罪と量刑を決定する。判決宣告において理由が示される。判決書は、裁判官が宣告内容に従い、詳細な理由を付して作成する。

5. オーストリア¹⁰

陪審制と参審制の併用である。

オーストリアの陪審制度は1848年に導入され、1852年に廃止され、1873年に復活したが、1934年再び廃止され、1950年にまた復活している。一方、参審制は、1920年に採用されている。

1848年のウィーンの3月革命により反動思想家のメッテルニヒが失脚すると、司法権を絶対君主から民衆の手に移すという時代の要請により、陪審制が求められるようになった。しかし、オーストリアは多民族を包含した国家であったため、民族間の政治、宗教、言語、教育等での開きが大きく、陪審制の導入に懸念が表明され、出版法違反事件に限って、宗教家と公務員を除く住民を有資格者とする暫定規則により最初の陪審制が始まった。1849年の憲法の制定により、陪審制度の対象事件が、重罪と政治犯罪まで拡大され、陪審員の資格は納税額の条件が課せられ中産階級に限定されたが、中産階級の教育的背景が功を奏してか陪審裁判の判断は評価されていたようである。

陪審裁判の対象事件は、政治犯罪に加えて予想される懲役刑が10年以上の場合の重大事件である。懲役5年以上の場合でも対象とすることができる。裁判体の構成は、職業裁判官3名、陪審員は8名である。評決方法は、5対3の多数決で有罪判決が下せる。有罪・無罪の評決は陪審員のみで決めるが、量刑は、陪審員と裁判官が共に多数決で決める。参審裁判の対象事件は、軽犯罪である。裁判体の職業裁判官は2名で参審員は2名である。評議方法は多数決である。

6. ベルギー¹¹

陪審制である。

フランスが陪審制を採り入れた1791年は、ベルギーはフランスに併合されていたため、陪審制が導入された。しかし、ナポレオン戦争の終結後、1815年のウィーン会議により、ベルギーは、オランダと共にネーデルラント連合王国に再編され、陪審制も廃止された。しかし、国会でも陪審制を復活させようとする動きはあったが、否決された。しかし、1830年にベルギーが独立すると、陪審制は復活し、政治・出版犯罪に導入された。陪審制は、司法の市民参加というより、政府の誤りを正す制度としてみなされていた。

対象事件は、予想される懲役刑が5年以上の刑事事件が対象事件となっているが、実際の運用は、殺人事件、予想される懲役が20年以上の重罪事件、政治・出版犯罪である。重罪事件であっても、未成年者の強姦事件などは裁判官裁判で審理され、運用事件数は極めて少なくなり、全刑事事件数の0.01%程度¹²である。被告人には選択権がない。裁判体の構成は、職業裁判官3名、陪審員は12名であるが、補充陪審員として12名が選任される。選任方法は、各自治体が4年おきに作成する候補者名簿から無作為に抽出される。

陪審手続は二つの段階からなっている。一つは有罪・無罪を決める段階で、もう一つは被告人が有罪となった場合に量刑を決める段階である。有罪・無罪を決める場合は、12人の陪審員だけで決め、量刑判断では12人の陪審員と3人の裁判官で行う。有罪・無罪の評決方法は、8対4の多数決で有罪判決が下せるが、7対5の場合は、裁判官3人の有罪に対する意見が求めることになっている。2人の裁判官が有罪に反対すれば、被告人は無罪になる。また、陪審員の評決が同数の4対4の場合は、被告人は無罪とされる。量刑については、陪審員と裁判官が共に多数決で決める。

ベルギーの陪審制度は、国民に支持されている裁判制度である。しかし、1991年のベルギー元首相殺人事件における有罪判決に判決理由が添えられていなかったことを不服としてベルギー政府に損害賠償を求めた事件で、2009年に欧州人権裁判所が賠償金の支払いを認める判決をした。これが契機となり、陪審制度改革が行われ、判決理由の付託が義務づけられた。判断の思考過程の開示は、法的根拠も意識せねばならず、陪審員の負担は増しているようである。

7. イタリア¹³

参審制である。

1848年革命思想を背景にサルディニア王国で導入された陪審制がイタリアで最初の陪審制である。1931年にムッソリーニによるファシスト党の一党独裁が始まると陪審制は廃止され、その代わりに参審制が導入された。ムッソリーニの失脚、第二次世界大戦の終結を経て、1946年に陪審制を復活させようという動きがあったが、市民の事実認定能力が不安視され実現されなかった。1951年の「重罪院の再構成に関する法律」では参審制を維持することになった。

対象事件は、故意による殺人罪と国家の存立や基礎に関する犯罪である。被告人の選択権を認めていない。裁判官2名と参審員6名の構成である。選任方法は、各自治体が2年おきに作成する参審員名簿の中から開廷期ごとに無作為抽出する。この候補者名簿は、無作為に抽出された者と少数の希望者も含まれている。任期中に開始されるすべての事件の審理に当たる。任期は3か月間である。有罪・無罪については多数決で決めるが、量刑については過半数になるまで最も重い意見の数を順次に軽い意見の数に加えて決める。参審員の権限としては、裁判官と参審員が評議をして、有罪・無罪と量刑を決定する。法廷では主文のみ朗読し、判決理由は、言い渡し後、裁判官のみで作成する。

8. スペイン¹⁴

陪審制である。

現行の陪審制は1995年に制定された陪審組織法による。スペインの1812年、1837年、1869年制定の各憲法で陪審制を規定する試みがあったが、1872年の刑事訴訟法で陪審制が規定され、紆余曲折を経て1888年に陪審法が制定された。1888年の陪審法は、実質的にスペインの最初の陪審法とみなされており、フランスの陪審法をモデルとしている。1888年の陪審法による陪審制は1923年まで続いた。1923年にプリモ・デ・リベラの独裁政治が始まると、プリモ・デ・リベラの失脚まで陪審制は停止された。1931年に陪審制は復活するが、1936年のフランコ政権の台頭により、陪審制は再び停止された。

フランコ没後王政復興の中で制定された1978年憲法に陪審制が規定された。1978年の陪審制の復活は、フランコ独裁政権下で抑圧された刑事裁判の民主化の要とみなされていた。しかしながら、スペインの法曹界は、刑事法改革に陪審制を実施することを疑問視していた。1888年の陪審法制定以降の陪審制が弊害をもたらしたと主張し、陪審制を選択的に運用し、ドイツ、フランス、イタリア、ポルトガルで実施されている参審制が適切であると論陣を張っていた。1995年の陪審組織法の制定までの間、陪審制は機能していなかった。

このような経緯から、1995年の陪審制の再導入にあたっては議論が沸騰した。英米法の陪審制ではなくフランスの陪審制の方をモデルとすることにし、陪審員は有罪評決について説明責任が求められるようになった。しかし、陪審裁判によるバスク地方の分離独立派のテロ活動家の無罪評決などを批判するメディアの報道が多く、陪審制の問題点が指摘されるようになってきた。そのため、罪状を可能な限り変えて陪審裁判を回避して通常の裁判官裁判で審理を受ける傾向が見られる。

対象事件は、刑事事件で、殺人罪、住居侵入罪、財産侵害罪、死体遺棄罪、脅迫罪、侮辱罪、名誉毀損、放火(森林放火なども含む)罪、汚職罪などである。陪審員の人数は9名で、予備陪審員は2名である。陪審裁判は、二審である県裁判所で行われる。

選任方法は、選挙人名簿から無作為抽出で、陪審員の任期は、事件ごとの選任である。英米法の陪審員と同様、スペインの陪審員も有罪か無罪の評決を下し、裁判官が量刑を決める。陪審員の有罪か無罪の評決は、過半数で決定される。被告人に有利な無罪を認定する場合は5人以上の賛成でよいが、被告人にとって不利な状況である有罪を認定する場合には7人以上の賛成が必要である。英米法の陪審員と異なって、スペインの陪審員は有罪・無罪の評決について理由を述べなければならない。

9. デンマーク¹⁵

陪審制と参審制の併用制である。

デンマークでは、1683年から陪審制が実施されていたが、1800年頃から停止されていた¹⁶。

コペンハーゲン海事・商事裁判所においては、素人裁判官と呼ばれる裁判官を補佐するその道の専門家がおかれていた¹⁷。デンマークもフランスの2月革命（1848年）の影響により絶対王政から立憲君主制に移行することになり、1849年にデンマーク憲法が制定され、同憲法には陪審による審理が保障されていた。しかし、実際に陪審制が実施されたのは、1919年であった。1919年の陪審制度はイギリスの制度をモデルとしていた。陪審制度にかかる経費の懸念や陪審員の質から、ドイツ、ノルウェー、オーストリアでの実例を参考にして、1936年に参審制度が導入された。

現在の陪審制は1936年に導入されたものである。陪審制の対象事件は重大な事件で、軽微な事件は裁判官裁判と参審裁判である。求刑が懲役4年以上の事件は重大な事件で一審が高等裁判所になり、陪審裁判である。求刑が懲役4年未満の軽微な事件は一審が市裁判所で、参審裁判か裁判官裁判である。

陪審裁判の構成は、職業裁判官3名、陪審員は12名である。陪審員も参審員も選任方法は共通で、各自治体が4年おきに作成する候補者名簿から無作為に抽出され、任期は4年である。評決方法は、8対4の多数決で有罪判決が下せる。有罪・無罪の評決も量刑も陪審員と裁判官3人と共に多数決で決める。ただ、量刑の場合は、各陪審員が1票に対し、各裁判官は4票の票を持ち、総計24票ということになる。デンマークの陪審裁判の特徴に、陪審の有罪評決に対して職業裁判官3人が反対すれば有罪評決が覆され再度陪審裁判を行うという「二重の保障」という制度がある。

軽微な事件で、自白事件は裁判官裁判で、否認事件は参審裁判である。被告人には選択権はない。軽微な事件の一審の市裁判所の参審制の構成は、裁判官1人と参審員2人である。参審員2名が同意見であれば、それで被告人の罪責が決定される。控訴すると高等裁判所で裁かれるが、裁判体は、裁判官3名と参審員3名である。被告人に不利な判決を下すには、4名が同調しなければならない。3対3の同数であれば、被告人に有利な判断となる。参審員は、職業裁判官と共に罪責と量刑について判断する。

刑事事件の多くは軽微な事件であるため、職業裁判官による裁判、参審裁判で審理される。よって、陪審裁判は少なく、その結果1年間に100件程度しか実施されていない¹⁸。

10. ノルウェー¹⁹

陪審制と参審制の併用である。

ノルウェーは、1397年にデンマーク主導のカルマル連合と呼ばれるデンマーク、スウェーデン、ノルウェーの同君連合により、事実上434年に及ぶデンマークの支配下におかれた。しかし、ナポレオン戦争では、デンマークはフランス側として参戦したため、戦勝したスウェーデンとの1814年のキール条約により、ノルウェーをスウェーデンに割譲した。これにより、ノルウェーとスウェーデンの同君連合が始まったが、ノルウェー国内では独立を望む強く、同年にノルウェー

憲法を制定し、スウェーデンもこれを容認した。ノルウェーがスウェーデンから独立するのは、1905年である。

ノルウェーの陪審制と参審制の併用は、1887年に始まり、これはデンマークより早く、デンマークの併用制のモデルとされた。現行の制度は、1995年の司法改革後の制度である。一審は地方裁判所で裁かれ、自白事件は裁判官裁判、否認事件は裁判官1名と参審員2名の参審制が採られている。二審の高等裁判所では、

- ①法定刑が6年以上で事実争いがある場合は裁判官3名と陪審員10名の陪審制
- ②法定刑が6年以上で量刑のみが争われている事件と法定刑が6年未満で事実争いがある場合は、裁判官3名と参審員4名の参審制
- ③法定刑が6年未満で量刑のみが争われている場合は裁判官裁判

と細かく規定されている。陪審員による評決は、有罪の場合は裁判官の単純多数決で、無罪の場合は、裁判官全員一致で破棄できる。破棄した後の再審理は、陪審制ではなく裁判官3名と参審員4名の参審制である。陪審員・参審員の選任は、議会が作成する市民の名簿から無作為に抽出される。参審員の任期は4年である。被告人には選択権がない。ノルウェーの裁判所法は、判決には結論の理由を示すことが規定されているので、参審員は裁判官と共に法に従って判断する。

ノルウェーでは、刑事裁判において市民参加を廃止すべきという議論はないが、陪審制を参審制に替えることの是非が議論されている。

11. スウェーデン²⁰

スウェーデンも、陪審制と参審制の併用である。

陪審制は、出版に関する犯罪及び表現の自由に関する犯罪に限定されている。年間の事件数は年間事件から数十件しかなく、実質的には参審制であると言ってもよいであろう。

スウェーデンには、バイキングの時代からティング（Ting）と呼ばれる住民が参加できる立法、司法、行政を司る村落集会組織があった。部族間の土地の争いなどが起きた時には、各部族から6人ずつの代表を出して、争いを終結させる制度があった。バイキングがイギリスを侵略した時に、ティングもイギリスにもたらされ、イギリスの陪審制の基礎になったと言われている。

スウェーデンの参審制の起源は中世までに遡ることができる。1220年頃から重大な刑事事件や相続や土地の争いなどに参審制が用いられていた。参審員の人数は12人で、当初は事件ごとに選出されていたが、14世紀頃には任期制となった。国王から任命された貴族裁判官と農民出身の参審員で構成されていた。16世紀半ばから17世紀半ばは、貴族裁判官がデンマーク、ロシア、ポーランドとの戦いに明け暮れていたなか、裁判は参審員のみで行われることになり、参審員の権限が拡大した。1743年の訴訟手続法が制定により都市部の参審制は廃止されたが、地方では参審制が維持されていた。

現行の参審制は、参審員の人数が減員されている。一審は参審員3名と職業裁判官1名で、二

審は参審員2名と職業裁判官3名である。理由は、国家の財政的負担の軽減のためである。対象事件は、1946年の訴訟手続法制定時は、地区裁判所では民事と刑事、都市裁判所では刑事事件であったが、通常の民事事件では外され、刑事事件、税金関係事件を中心とする行政事件、人事訴訟事件である。都市部の参審制が復活し、1971年には都市部と地方の参審制が統一された。参審員の任期は4年である。一審の地方裁判所では、裁判官1名と参審員3名で、評決が2対2の同数の場合は、被告人に有利な判断がされる。二審の高等裁判所では、裁判官3名と参審員2名である。スウェーデンの参審員は、政党からの推薦された者が多く、学歴や経済力のある高齢者が多い。参審員の政党推薦には、判決者としての独立性の観点から批判もある。参審員の個別評決権が法的に確認されたので、参審員は裁判官と対等な評決権を持ち、参審員の地位が強化された。なお、被告人には選択権がない。

ヨーロッパにおいて、参審制度が一度も消滅したことがない国は、スウェーデンとフィンランドの2カ国である。

12. フィンランド²¹

参審制である。

フィンランドは、1155年からスウェーデンの支配下になり、14世紀になるとスウェーデン領となり、ナポレオン戦争におけるスウェーデンの敗北まで続いた。このため、スウェーデンのバイキング時代のティングと呼ばれる村落集会所もフィンランドにはあり、15世紀には12人の一般男性を裁判に参加させる旨の参審員の規定があった。フィンランドは、1809年から1917年のロシアの支配下におかれるようになったが、参審制は維持された。1917年のロシア革命の混乱の中で果たしたフィンランド独立後も参審制は維持されている。

フィンランドで参審制度が古くから存在する理由として、フィンランドの南北に伸びた地理的条件があるヘルシンキなどのような主要都市はフィンランドの南に位置しているため、裁判官を北部や中部に派遣することが容易でなかった。このため、市民が裁判官の役割を担わざるをえなかったからである。裁判官の多いヘルシンキなどでは裁判官裁判が実施されており、参審制が導入されたのは1993年である。

職業裁判官と参審員が協働して事実認定と量刑の判断を行う。対象範囲は、重大犯罪にのみ限定されていて軽微な犯罪には適用されない。否認事件に関わらず、また、家族法に関する事件も参審制である。一審の地方裁判所は参審制で、裁判官1名と参審員3名で、控訴審には参審制がない。参審員の任期は4年である。参審員の年齢は25歳以上63歳未満であり、政党の推薦によって市が任命する。政党が男女比、年齢、言語、職業などを配慮して、参審員を希望する者の中から参審候補者を選んでいる。参審員候補者訴訟の構造は当事者主義である。二審の高等裁判所は裁判官3名か4名の職業裁判官制である。被告人には選択権がない。

IV. 考 察

ヨーロッパの裁判員制度を概観すると、近代法が発展する以前から市民参加の制度があったことがわかる。ドイツでは、8世紀のフランク王時代から人民裁判制度のようなものがあった。スウェーデンでは、バイキング時代から住民が参加できる司法や行政を司る村落集会組織があった。それらが市民の意識として司法参加の土台になっていたようである。そのため、絶対王政の時代になると、国王の家臣である裁判官による非公開の糾問的手続きに不信感を抱くようになった。

フランスでは、フランス革命により国王から裁判権を奪って市民による裁判制度を確立した。ドイツでは、フランスの2月革命の影響を受けたドイツの3月革命により、市民裁判官制が確立された。ソ連崩壊やフランコ政権の終焉後は、ロシアやスペインでは陪審制が復活した。このように、ヨーロッパでは政変や革命により、国政への市民参加の証として、陪審制や参審制の導入や復活が行われてきた。

日本においても、大正デモクラシーを背景に1928（昭和3年）に陪審制²²が導入されていた。日本の陪審制は1943年（昭和18年）まで続いた。12人の陪審員が有罪か無罪かを決め、量刑は裁判官が決めた。陪審員資格要件は、一定の収入のある30歳以上の男性のみであった。対象事件は、死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる事件については陪審裁判（法定陪審事件）となり、3年を超える有期懲役又は禁錮に当たる事件については被告人が求めれば行う陪審裁判（請求陪審事件）であった。裁判官は、陪審員の答申（有罪・無罪の判断）に拘束されないので、当該陪審員の答申を認めないで別の陪審でやり直すこと（陪審の更新）ができた。陪審裁判費用は被告人の負担であった。裁判官も検察官も弁護人も陪審裁判は手間がかかるため、被告人に陪審裁判の辞退を勧めることが少なくなかったが、第二次世界大戦が拡大していくなか、手間のかかる陪審裁判はより敬遠されるようになった。陪審裁判は、1943年4月1日に停止した²³。

陪審裁判の実施件数は484件で、無罪率は16.7%で、1936年（昭和11年）から1940年（昭和15年）までの裁判官裁判の無罪率は0.07%²⁴である。一方、裁判員制度施行から3年間の裁判員裁判の無罪率は0.5%で、2006年（平成18年）から2008年（平成20年）裁判官裁判の無罪率0.6%²⁵で、裁判員裁判の方が僅かではあるが無罪率が低くなっている。陪審裁判の無罪率の高さは、制度設立にあたって冤罪防止という目的があり、無罪率の数値の高さはその効果の表れと考えることができる。無罪率からは、裁判員裁判より陪審裁判の方が市民参加の特徴が見られる。

日本における司法への市民参加は、陪審裁判や裁判員裁判だけではない。英米法の大陪審に類似している検察審査会がある。検察審査会は、検察官の不起訴処分善し悪しを審査する機関で、選挙権を有する国民の中からくじで選ばれた11人によって構成されている。犯罪の被害者や犯罪について告訴や告発した人が申し立てると、検察審査会が開かれ、検察庁から事件を取り寄せて審査する。検察官の恣意的な判断によって、被疑者が泣き寝入りするような事態を防ぐための

制度である。

2001年に起きた明石花火大会事件における明石警察署の署長・副署長の検察官の不起訴処分に対して、検察審査会は起訴議決を出した。また、小沢一郎民主党元代表の資金管理団体「陸山会」の政治資金規正法違反事件において、検察側が嫌疑不十分で不起訴処分をしたことに対して、検察審査会は不起訴不当の議決をした。この議決に対して検察側が重ねて不起訴とした。検察審査会は、起訴相当の議決を出し、最終的に起訴議決となり、小沢氏は被告人席に座らされることになった。このように、市民だけの小集団で検察庁と渡り合って市民の判断を下している。

昭和の陪審裁判、現行の検察審査会の事例から、市民だけの小集団が司法の専門知識がないということで判断不能になるということにはならないことがわかる。もっとも、陪審裁判や検察審査会が裁判員裁判より市民の意見が反映されやすい制度であるかを証明するには、其々の制度で扱われた事件の詳細な分析が必要である。オーストリアの1849年の陪審制度で、陪審員が中産階級出身者の場合は評価されていたようである。現在の日本人の教育的背景は比較的均一性があることを考えると、日本の陪審制も十分に機能すると思われる。それを実効化するためには、「法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身につけるための教育」²⁶である法教育を充実させて、ある程度の法的思考のできる健全な市民を育成していかなければならない。

裁判作用のどこまでを市民が関与すべきかは、大きな問題である。本稿で紹介したヨーロッパの12ヶ国からもそれが政治史と深く関わっており、現在も市民参加の最善の制度の模索をしているようである。日本の裁判員制度の導入にあたって、日本弁護士連合会は陪審制の導入を求め²⁷、最高裁判所は陪審制でなく参審制を検討していた。裁判所が陪審制は適切でないと判断したのは、陪審制は無罪率が高くそれが当該国で批判されており、陪審員は有罪か無罪かの結論を出すのみでその理由や評議の過程が明らかにされていないことなどを挙げている²⁸。陪審裁判で国民に支持されない無罪評決が多く裁判官裁判でそのような無罪判決が少ないとするならば、それは、法廷における当事者の主張や裁判官の訴訟指揮が市民代表の陪審員にわかりにくいからではないだろうか。不当だとされる無罪評決の責任は陪審員ではなく法実務家にあると考えることもできる。さらに、裁判官裁判での冤罪事件がある中で、陪審員の無罪率の高さは、刑事裁判の原則の「無罪推定」や「疑わしきは被告人の利益に」を陪審員が虚心坦懐で実践した結果とも言える。現行の裁判員裁判では評議に守秘義務が課せられているため、陪審裁判の陪審員が有罪か無罪かの結論を出すのみで評議の過程が明らかにされていないという批判は、該当しなくなっている。法教育を充実させることだけでなく、被告人に陪審裁判か裁判官裁判を選択させるなどの検討をしてもよいのではないだろうか。裁判員制度が形骸化していくなか、日本でも市民に有罪・無罪の判断を委ねる陪審制度の復活を再考する意義はあると思われる。

V. おわりに

本稿では、ヨーロッパのロシア、ポーランド、フランス、ドイツ、オーストリア、ベルギー、イタリア、スペイン、デンマーク、ノルウェー、スウェーデン、フィンランドの12カ国の裁判制度について解説した。各制度の制度名、設立の経緯、対象事件、裁判体の構成、被告人の選択権、選任方法、任期、評決方法、評議・権限を中心に取り上げた。日本で行われていた陪審裁判、現在も行われている検察審査会にもふれて、日本のあるべき市民参加の裁判制度について論じた。

ヨーロッパの市民参加の制度は、8世紀頃から住民参加型の集会から端を発しており、近代国家になる過程において陪審制、参審制と制度として整備されてきた。日本でも、陪審制は大正デモクラシーの流れで導入された制度であり、無罪率の増加などにおいて実績があった。検察審査会も検察が不起訴にした事案について起訴議決を出して、当該事件についての市民の判断を示している。市民だけの小集団で判断する陪審制も検察審査会も一定の効果をあげていることがわかる。裁判員制度が形骸化していくなか、市民に有罪・無罪の判断を任せる陪審制度の方が司法への市民参加の実効化に適していると考えられる。

(おおかわら まみ・高崎経済大学地域政策学部教授)

註

- 1 最高裁判所『裁判員裁判の実施状況について（制度施行～平成26年10月末・速報）』。
- 2 1999年7月に内閣に設置された司法制度改革審議会が、2年間の審議を経て2001年6月に司法制度改革審議会意見書を取りまとめた。同意見書は、司法制度の機能を充実強化し、自由かつ公正な社会の形成に資するため、①国民の期待にこたえる司法制度の構築、②司法制度を支える法曹の在り方、③国民的基盤の確立を3つの柱として掲げている。詳細は、『司法制度改革審議会意見書』（<http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/ikensyo/>）を参照されたい。
- 3 ロシアの裁判制度については、小森田秋夫（2013a）「再論・ロシア陪審制のいま」、杉浦一孝（2001）「ロシアの司法改革と市民の司法参加」、Stephen C. Thaman（2000）*Europe's New Jury System: The Case of Spain and Russia*、2013年11月16日に開催された国際ワークショップ「刑事司法への市民参加」における元モスクワ市裁判所判事で高等経済学院教授のセルゲイ・パーシンの報告「ロシアの刑事裁判における人民代表」による。
- 4 糾問的訴訟は、有罪・無罪を判断する裁判官の役割と犯罪を糾弾する検察官の役割が分かれていない刑事裁判を指す。国家が被告人を問詰めるという形式である。
- 5 ポーランドの裁判制度については、小森田秋夫（2003b）「ポーランドの法曹制度」Monika Walasikポズナン地方裁判所裁判官、Piotr Rylskiポーランド最高裁判所書記官、Lukasz Zygmunt検察官との聞き取り調査による。
- 6 フランスの裁判制度については、Neil Vidmar（2000）*The Jury Elsewhere in the World*、429-430、日本弁護士連合会『世界各国の市民参加制度』「フランスの制度」、最高裁判所事務総局編（2000）『陪審・参審制度 フランス編』、芦澤政治（2001）「フランスの刑事参審制度について」、最高裁判所HP裁判員制度「諸外国の陪審制度・参審制度の概要」による。
- 7 フランスでは、制度が陪審制から参審制に変わっても、Jury（陪審）、Jure（陪審員）という用語がそのまま使用されている。フランスの参審制はドイツの参審制に比べると参審員の数が多く任期も短いため、陪審制の用語がそのまま使用されている。日本語訳は、参審制の用語になっている。詳細は、最高裁判所事務総局編（2002）『陪審・参審制度 フランス編』「用語等について」を参照されたい。
- 8 大陪審は陪審員が犯罪を起訴するかどうかを決定する機関である。小陪審は陪審員が訴訟事件の事実認定と法の適用を行う機関で、刑事事件では有罪・無罪、民事事件では責任の有無や損害賠償額を決める。一般に、陪審は小陪審を指して使われることが多い。
- 9 ドイツの裁判制度については、最高裁判所事務総局（2000）『陪審・参審制度 ドイツ編』、斎藤哲（2001a）『市民裁判官の研究』、Malsch（2009）*Germany, Democracy in the Courts*、Ashgate、135-151、最高裁判所HP裁判員制度「諸外国の陪審制度・参審制度の概要」による。
- 10 オーストリアの裁判制度については、斎藤哲（2001b）「オーストリア陪審制度の成立略史」、Vidmar（2000）*The Jury*

- Elsewhere in the World, *World Jury System*, 444による。
- 11 ベルギーの裁判制度については、Traest (2001) *the Jury in Belgium*, Vanoverbeke (2012) 「ベルギー陪審制の課題と改革過程」、Vidmar (2000) *The Jury Elsewhere in the World*, *World Jury System*, 444, Malsch (2009) *Belgium, Democracy in the Courts*, Ashgate, pp.33-35, pp173-190による。
 - 12 Marijke Malsch (2009) *Democracy in the Courts*, p35.
 - 13 イタリアの裁判制度については、最高裁判所事務総局 (2004) 『陪審・参審制度 イタリア編』、松田岳士 (2002) 「イタリア参審制度の生成過程」、中山博之 (2002) 「イタリアの刑事司法制度の視察」、最高裁判所HP裁判員制度「諸外国の陪審制度・参審制度の概要」による。
 - 14 スペインの裁判制度については、Thaman (2000), *Europe's New Jury System: The Case of Spain and Russia*, 319-351、Malsch (2009) *Democracy in the Courts*による。
 - 15 デンマークの裁判制度については、最高裁判所事務総局(2003) 『陪審・参審制度 デンマーク編』、松澤伸 (2001) 「デンマークとノルウェーの陪審制・参審制」、佐藤博史「北欧の「当事者主義の参審制」に学べ」、Neil Vidmar (2000) *The Jury Elsewhere in the World*, p445-6による。
 - 16 Malsch (2009) *Democracy in the Courts*, Ashgate, p36.
 - 17 最高裁判所事務総局編『陪審・参審制度 デンマーク編』3頁。
 - 18 Vidmar (2000) *The Jury Elsewhere in the World*, p445、最高裁判所事務総局編『陪審・参審制度 デンマーク編』77-78頁。
 - 19 ノルウェーの裁判制度については、アスビョン・ストランドバックケン (2001) 「ノルウェーの陪審制・参審制」、松澤伸 (2001) 「デンマークとノルウェーの陪審制・参審制」、佐藤博史「北欧の「当事者主義の参審制」に学べ」による。
 - 20 スウェーデンの裁判制度については、最高裁判所事務総局編 (2001) 『陪審・参審制度 スウェーデン編』 Malsch (2009) *Democracy in the Courts*による。
 - 21 フィンランドの裁判制度は、齋藤実 (2010) 「フィンランドにおける刑事司法の現在 (いま)」による。
 - 22 日本の陪審裁判については、四宮啓『陪審手引』、藤田政博『司法への市民参加の可能性』、齋藤哲 (2001a) 『市民裁判官の研究』などを参照されたい。
 - 23 「陪審法ノ停止ニ関スル法律」。同法では、「今次ノ戦争終了後再施行スルモノトシ」(附則第三項)と規定してあることから、日本の陪審裁判は廃止されたのではない。
 - 24 四宮啓『陪審手引』103-104頁。
 - 25 最高裁判所事務総局 (2012) 『裁判員裁判実施状況の検証報告書』、46頁。
 - 26 法務省のHP「法教育」(2014年11月30日閲覧)。
 - 27 日本弁護士連合会「「国民の司法参加」に関する意見」
 - 28 最高裁判所「国民の司法参加に関する裁判所の意見」

参考文献

- 芦澤政治 (2001) 「フランスの刑事参審制度について」『ジュリスト』1195号、88-94頁。
- 藤田政博 (2008) 『司法への市民参加の可能性—日本の陪審制度・裁判員制度の実証的研究』(有斐閣)
- 小森田秋夫 (2003a) 『ロシアの陪審裁判』東洋書店。
- 小森田秋夫 (2003b) 「ポーランドの法曹制度」広渡清吾編『法曹の比較法社会学』東京大学出版会、220-241頁。
- 小森田秋夫 (2013) 「再論・ロシア陪審制のいま」広渡清吾他編『日本社会と市民法学 清水誠先生追悼論集』(日本評論社)、697-713頁。
- Malsch, Marijke (2009) *Democracy in the Courts: Lay Participation in European Criminal Justice System*, Ashgate.
- 松田岳士 (2002) 「イタリア参審制度の生成過程—職業裁判官と市民裁判官の構成比に着目して」『自由と正義』53巻12号、66-73。
- 松澤伸 (2001) 「デンマークとノルウェーの陪審制・参審制」『自由と正義』52巻6号、14-27頁。
- 中山博之 (2002) 「イタリア刑事司法制度の視察—参審制度を中心として」『自由と正義』53巻10号、22-73。
- 日本弁護士連合会司法制度改革推進センター・東京三弁護士会陪審制度委員会 (1998) 『デンマークの陪審制・参審制—なぜ併存しているのか』(現代人分社)
- 日本弁護士連合会『世界各国の市民参加制度』「フランスの制度」(閲覧日: 2014年12月1日)。
- 日本弁護士連合会「「国民の司法参加」に関する意見」(平成12年9月12日 第30回司法制度改革審議会配布資料)。
- 最高裁判所「国民の司法参加に関する裁判所の意見」(平成12年9月12日 第30回司法制度改革審議会配布資料)。
- 最高裁判所HP『裁判員制度 (裁判員裁判実施状況の検証報告書 平成24年12月)』。
- 最高裁判所HP『裁判員裁判の実施状況について (制度施行～平成26年10月末・速報)』。
- 最高裁判所HP『裁判員制度 (諸外国の陪審制度・参審制度の概要)』(www.saibanin.courts.go.jp/vcms_lf/12.pdf更新日: 平成26年7月16日)
- 最高裁判所事務総局編 (2000a) 『陪審・参審制度 ドイツ編』。
- 最高裁判所事務総局編 (2000b) 『陪審・参審制度 フランス編』。
- 最高裁判所事務総局編 (2001) 『陪審・参審制度 スウェーデン編』。

ヨーロッパの参審制度、陪審制度についての一考察

- 最高裁判所事務総局編（2003）『陪審・参審制度 デンマーク編』。
最高裁判所事務総局編（2004）『陪審・参審制度 イタリア編』。
齋藤実（2010）「フィンランドにおける刑事司法の現在（いま）」『学習院法務研究』2号、103-141頁。
斎藤哲（2001a）『市民裁判官の研究』（信山社）。
斎藤哲（2001b）「オーストリア陪審制度の成立略史」『島大法学』42巻4号241-271頁。
佐藤博史「北欧の「当事者主義の参審制」に学べ」『日弁連法務研究財団 情報提供』（http://www.jlf.or.jp/jlfnews/vol9_4.shtml）閲覧日：2014年12月1日。
司法制度改革審議会（2001）『司法制度改革審議会意見書』。
四宮啓（1999）『陪審手引』復刻版（現代人文社）。
杉浦一孝（2001）「ロシアの司法改革と市民の司法参加」『自由と正義』52巻6号、28-39頁。
ストランドバッケン、アスビョン／佐藤博史（訳）・松澤伸（訳）（2001）「ノルウェーの陪審制・参審制」『ジュリスト』1196号、94-101頁。
Thaman, Stephen C. (2000), Europe's New Jury System: The Case of Spain and Russia, In Neil Vidmar (ed.) World Jury System, Oxford University Press, 319-351.
東京三弁護士会陪審制度委員会（1995）『スウェーデンの参審制度：国民参加の刑事裁判』（東京三弁護士会陪審制度委員会出版）
Traest, Philip (2001) The Jury in Belgium, *Revue internationale de droit penal*, Vol.72, 27-50
Vanoverbeke Dimitri (2012) 「ベルギー陪審制の課題と改革過程：裁判員制度理解のために」『神戸法学』62巻（1/2）、337-353
Vidmar, Neil (2000) The Jury Elsewhere in the World, In Neil Vidmar (ed.) World Jury System, Oxford University Press, 421-477.

謝辞 本研究に関しては、平成25年度短期国外派遣研究助成金を頂きました。心から謝意を表します。